

福山市排水設備設置義務免除取扱要綱

(平成 28 年 4 月 1 日福水給決裁第 865 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項ただし書の規定による排水設備設置義務の免除に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 免除 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が、法第 10 条第 1 項ただし書の規定に基づき排水設備の設置義務を免除し、下水を公共用水域（水質汚濁防止法（昭和 45 年法第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出させることをいう。
- (2) 免除下水 免除を受け公共用水域に排出される下水をいう。
- (3) 排出施設 免除下水を公共用水域に排出させるために必要な設備等をいう。
- (4) 排水設備 法第 10 条第 1 項に規定する排水設備、法第 12 条第 1 項に規定する除害施設等の下水を公共下水道又は流域下水道（それぞれ法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場を設置しているものに限る。以下同じ。）に排除させるために必要な設備をいう。

(免除の要件等)

第 3 条 管理者は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に免除を行うことができる。

- (1) 水質汚濁防止法第 2 条第 9 項に規定する生活排水以外及びし尿に関する排水以外の下水で、公共用水域に排出させることによって、公共下水道の円滑な排水の確保につながると認められ、次のいずれかに該当すること。
 - ア プール排水（ろ過装置の逆洗水は除く。）
 - イ 間接冷却水（直接汚濁物質と接触せず、間接的に冷却するもの）
 - ウ その他管理者が特に必要と認める下水
- (2) 免除を受け排出しようとする下水の量が、排水しようとする 1 日当たり平均 50 m³ 以上であること。
- (3) 免除を受け排出しようとする下水の水質が、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 1

47号) 第6条の規定による終末処理場の放流水の技術上の基準を満たすものであり、かつ、その水質が将来にわたり確保されること。

(4) 免除を受け排出しようとする下水の水質が、水質汚濁防止法第3条第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例(昭和46年広島県条例第69号)及びその他の条例により、若しくは協定等により、前号に規定する項目について、同号の基準より厳しい排水基準が定められ、又は同号に規定する項目以外の項目についても排水基準が定められている場合については、同号の規定にかかわらず、その排水基準を当該項目に係る水質の基準とする。

(5) 免除を受け排出しようとする下水の排出に係る土地の占用及び公共用水域への排出について、当該土地の所有者等の同意又は公共用水域へ排出することに関わる者の同意を得ていること。

(6) 免除を受け排出しようとする下水の量及び下水道への排出量が測定できること。

(7) 排出施設と排水設備が流末まで完全に分離した排水系統であり、かつ、その系統が第4条第1項第2号の排出施設に係る図面及び同項第3号の排水設備に係る図面で容易に確認できること。

(8) 免除を受けようとする者が、過去5年以内に次に掲げる法令(排水又は水質に関する事項に限る。)に違反していないこと。

ア 水質汚濁防止法

イ 下水道法

ウ 福山市下水道条例(平成10年条例第40号)

エ その他法令

(免除の申請)

第4条 免除を受けようとする者は、排水設備設置義務免除申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

(1) 排出施設所在地の位置図

(2) 排出施設に係る図面

(3) 排水設備に係る図面

(4) 申請をしようとする日(以下「申請日」という。)に既に下水の排出を行っている場合にあつては水質試験成績表(様式第2号)、申請日以後に下水の排出をしようとする場合にあつては水質変化予測計算表(様式第2号)。なお、水質試験又は水質変

化予測の項目は、別に管理者が必要と認めたものとする。

- (5) 排出先の公共用水域の排出能力に支障を来たさない量であることの流量計算書。
- (6) 公共用水域へ排出することに関わる者の同意を得ていることが証明できるもの
- (7) その他管理者が必要と認めるもの

2 前項第4号の水質変化予測計算表を提出した場合には、排出を開始した日から30日以内に免除下水の水質試験成績表を管理者に提出しなければならない。

(免除の条件)

第5条 管理者は、免除を受け排出しようとする下水の管理及び水質維持のために必要があると認めるときは、免除の申請の承認に条件を付し、又は免除に付した条件を変更することができる。

(免除の期間)

第6条 免除の期間は、免除した日から起算して1年を超えない期間とする。

(免除の継続)

第7条 免除を受けた者は、当該免除と同一の内容により引き続き免除を受けようとするときは、免除期間満了の日の30日前までに排水設備設置義務免除継続申請書（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第4条第1項第4号及び第6号に掲げる書類及び第14条第1項の水質試験記録表の写しを添付しなければならない。

(免除に関する事項の変更)

第8条 免除を受けた者は、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の30日前までに排水設備設置義務免除事項変更申請書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

- (1) 免除下水の種類
- (2) 免除下水の排出先
- (3) 免除下水の排出水量
- (4) 排出施設の構造

2 前項の申請書には第4条第1項各号に掲げる書類のうち管理者が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 第4条第2項の規定は、第1項の規定による事項の変更について準用する。

(通知)

第9条 管理者は、第4条の規定による免除、第7条の規定による免除の継続若しくは前条の規定による免除に関する事項の変更の申請を承認したとき、又は不承認としたときは、排水設備設置義務（免除・免除継続・免除事項変更）承認・不承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（名前等の変更）

第10条 免除を受けた者は、次の各号に掲げる事項を変更したときは、変更のあった日から30日以内に名前等変更届出書（様式第6号）を管理者に提出しなければならない。

(1) 名前又は名称及び住所又は所在地（法人の場合は併せてその代表者の名前）

(2) 排出施設の所在地

（排出施設の休止又は廃止）

第11条 免除を受けた者は、免除の期間内に排出施設の使用を休止し、又は廃止したときは、休止し、又は廃止した日から30日以内に排出施設使用（休止・廃止）届出書（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による排出施設の休止又は廃止を届け出た者が、再び当該排出施設を使用するときは、第4条の規定に基づく申請をしなければならない。

（地位の承継）

第12条 免除を受けた者から、当該免除に係る事業場及び事務所等を譲り受け、又は借り受け、引き続き使用する者は、当該免除を受けた者の地位を承継する。

2 免除を受けた排出施設を使用する権利を相続し、又は承継した者又は法人は、当該免除を受けた者の地位を承継する。

3 前2項の規定により免除を受けた者の地位を承継した者は、承継した日から30日以内に承継届出書（様式第8号）に、承継の事実を証する書類を添付して管理者に提出しなければならない。

（報告の徴収等）

第13条 管理者は、免除を受けた者に対し、福山市下水道条例（平成10年条例第40号）第14条の規定を準用して報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。

（水質試験の実施及び報告）

第14条 免除を受けた者は、次の各号に定めるところにより、免除下水の水質試験を行い水質試験記録表を作成し、水質試験記録表及び水質試験に関する資料を5年間保存しなければならない。

- (1) 水質試験の方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）その他管理者が認める検定方法によるものとする。
 - (2) 水質試験の項目は、管理者が必要と認めたものとする。
 - (3) 水質の分析機関は、計量法（平成4年法律第51号）第107条第2号に規定する計量証明の事業の登録を受けた事業場、ダイオキシン類について同法第121条の2の規定に基づく認定を受けた事業場又は国若しくは地方公共団体の水質の分析を行うことができる機関とする。
 - (4) 水質試験の回数は、管理者が定める回数とする。
 - (5) 水質試験に供する試料の採取場所は、免除を受け排出しようとする下水又は免除下水の全ての排水口とする。
- 2 免除を受けた者は、6か月を超えない期間ごとに1回以上、前項の水質試験の結果を報告しなければならない。
 - 3 免除を受けた者は、前項に定めるもののほか、管理者から第1項の水質試験の報告を求められた場合には、管理者に水質試験の結果及び資料を提出しなければならない。
(免除の取り消し等)

第15条 管理者は、免除を受けた者が、次の各号に該当するときは、法第38条の規定に基づき、免除を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請等の不正な手段により免除を受けたとき。
 - (2) 第3条に規定する要件に適合しなくなったとき。
 - (3) その他この要綱の規定に違反したとき。
- 2 前項の取消しを受けた者は、免除を受けていた下水の排出先を、直ちに公共用水域から公共下水道又は流域下水道へ切り換えなければならない。
(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日福水給第865号一部改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。